

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則（案）に対して提出された意見と県の考え方について

1 パブリックコメント実施期間

令和7年1月15日（水）から2月13日（木）まで

2 意見提出者数（意見の述べ件数）

1人（3件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※取りまとめる上で、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

	提出された意見の概要	県の考え方
1	受験資格の「大学」は、学校教育法等により設置されるものに限定されるか。海外の大学は当てはまらないか。	受験資格で定められている大学は、学校教育法等により設置されるものになりますが、人事委員会が同等の資格があると認める者も受験資格を認めており、海外の大学等も認める場合があります。
	職員が在職中に日本国籍を喪失した場合、職員としての立場を喪失するか。日本国籍の喪失について人事担当部署に伝える義務はあるか。	この規則は、採用試験の受験資格等を定めたものであり、仮に日本国籍を受験資格とする職種の職員が、在職中に日本国籍を喪失した場合でも、直ちに失職することではなく、任命権者において対応を個別に検討することとなります。 なお、日本国籍の喪失の報告義務については、千葉県職員服務規程等において、本籍地の異動があれば届け出ることとしています。
	「日本国籍を有しない者」には、今後も受験資格を認めないとする考えか。	職員採用試験における国籍要件の取扱い、国の見解に基づき、運用しており、公権力の行使等に係る業務に携わることが想定される一般行政や土木などの職種では、国籍要件を付していますが、本来業務が専門的・技術的であり専らその業務を行う、保健師や保育士、児童福祉司、看護師、農業技術員、船員などの職種については、国籍要件は付さずに、募集を行っているところです。 今後も、任命権者において、国の見解や他団体の状況、社会情勢の変化などを踏まえながら、本県の実情にあわせ、国籍要件について検討されることとなります。 いただいた御意見につきましては、任命権者と共有の上、今後の参考とさせていただきます。